

公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書

福島県の学校教育は、地域社会の多様な変化に応じながら、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応や、子どもたちが主体となるゆたかな学びの推進が求められている。

特に東日本大震災・原子力災害の発生以降、「新生ふくしま」をめざし、学校、保護者、地域そして子どもたちが復興・再生に向け邁進している。

10月26日に、財政制度等審議会は「現在の教職員環境を継続させながら、教職員定数を3万7千人減らせる」とする「教職員定数のベースライン(案)」を公表した。

本案に対し、中央教育審議会は異例の緊急提言を行い「教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべきである」との見解を明らかにした。

現在、公立小中学校では、授業だけでなく生活指導・進路指導など様々な個別指導を行い、その比重は増している。また、特別な支援を必要とする子どもの増加など、学校現場が抱える課題は多様化している。保護者からのきめ細やかな指導を求める要望も大きくなっている。今後も、子どもたち一人ひとりに対応した教育を推進し、保護者をはじめとする地域住民からのニーズに応えるためにも、教職員数の充実・確保を図ることが必要である。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出する。

1. 子どもたちへのきめ細やかな指導を維持・向上させるために、公立小中学校の教職員数は、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すること。

平成27年12月14日

福島県伊達郡桑折町議会

内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿
財務大臣 殿